

大阪府議会議員様
大阪府議会議員選挙候補者様

大阪府選挙管理委員会
委員長 池田 敏雄

大阪府議会議員一般選挙における政治活動用
ポスターの取扱いについて（通知）

日ごろから、選挙関係事務の執行につきましては、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府議会議員の任期満了日は平成27年4月29日となっており、来春には任期満了による選挙が執行される予定ですが、公職選挙法では地方公共団体の議会の議員の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の6月前の日（平成26年10月29日）から当該選挙期日までの間は、公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名類推事項を表示するポスター及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターを当該選挙区内（大阪府議会議員の定数及び選挙区並びに各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成26年大阪府条例第134号）により、選挙区の区域の変更があつた区域については、改正後の新選挙区の区域内）に掲示できないとされています。（根拠条文：公職選挙法第143条第16項、第19項）

したがいまして、平成26年10月29日以降に上記ポスターが選挙区内に掲示されている状態は、公職選挙法第143条第16項の規定に違反していることとなりますので、現在掲示されている場合又はこれから掲示される場合には、その旨御理解いただき、適切に対処いただきますようお願いいたします。

なお、当該規定に違反する政治活動用ポスターについては、公職選挙法第147条の規定に基づき、大阪府選挙管理委員会において違反文書図画として撤去命令を発することとなりますので念のため申し添えます。

また、あなたの後援団体に対しましても、本件の趣旨をお伝えいただき、連携を図って適切に対処いただきますよう併せてお願いいたします。